

## 森林整備事業の請負契約等に係る指名競争入札及び随意契約事務処理要領

平成 18 年 9 月 15 日  
林 振 第 2 2 7 号

[沿革] 平成 19 年 1 月 16 日林振第 376 号、平成 19 年 3 月 28 日林振第 480 号、平成 19 年 9 月 18 日林振第 224 号、平成 21 年 3 月 27 日林振第 511 号、平成 21 年 5 月 25 日森保第 270 号、平成 21 年 9 月 1 日森保第 682 号、平成 22 年 4 月 1 日森保第 14 号、平成 22 年 4 月 13 日森保第 97 号、平成 23 年 3 月 15 日森保第 1674 号、平成 26 年 3 月 5 日森保第 1560 号、平成 28 年 3 月 16 日森保第 1840 号、平成 28 年 5 月 12 日森保第 221 号、平成 29 年 5 月 18 日森保第 207 号、平成 29 年 7 月 7 日森保第 418 号、令和元年 9 月 12 日森保第 518 号、令和 4 年 3 月 10 日森保第 1501 号、令和 4 年 7 月 12 日森保第 469 号、令和 5 年 3 月 28 日森保第 1486 号

### (趣旨)

第 1 この要領は、別に定めるもののほか、森林整備事業の請負契約等に係る指名競争入札及び随意契約に係る事務処理に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第 2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 森林整備事業 森林整備事業の請負契約等に係る指名競争入札参加者の資格及び指名等に関する規程（平成 18 年岩手県告示第 786 号。以下「規程」という。）第 2 条に規定する森林整備事業をいう。
- (2) 地方公所 予算規則（昭和 39 年岩手県規則第 12 号）第 2 条第 2 号に規定する地方公所をいう。
- (3) 広域振興局等林務担当部等 広域振興局の林務部、農政部農林振興センター（林務室が置かれる農林振興センターにあつては、林務室）若しくは農林部若しくは農林部農林振興センター（林務室が置かれる農林振興センターにあつては、林務室又は林務室林務出張所）をいう。
- (4) 広域振興局等林務担当課長等 広域振興局等林務担当部等において森林整備事業の入札事務を担当する課長をいう。ただし、林務室林務出張所にあつては所長をもって充てるものとする。

### (入札参加者の指名基準)

第 3 森林整備事業の請負契約等に係る指名競争入札の参加者（以下「入札参加者」という。）の指名は、別に定める指名基準により行うものとする。

### (森林整備事業指名競争入札審議会)

第 4 入札参加者の指名に関する事項を調査審議するため、広域振興局等林務担当部等に森林整備事業指名競争入札審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、広域振興局等林務担当課長等（広域振興局等林務担当課長等に事故あるときは、広域振興局等林務担当部等の長が指名する者。以下第 4 において同じ。）及び委員 4 人以上をもって組織し、委員は、当該広域振興局等の所管区域内に所在する地方公所の職員で、広域振興局等の課長又は当該課長の職と同等以上の職にあると認められる者のうちから広域振興局等林務担当部等の長が指名する。この場合において、広域振興局等林務担当部等の長は、委員の指名に当たっては、複数の部等から委員を指名するよう努めるものとする。
- 3 審議会は、広域振興局等林務担当部等の長が委員を招集し開催するものとする。
- 4 広域振興局等林務担当部等の長は、審議会を開催しようとするときは、森林整備事業指名競争入札審議会開催通知書（様式第 1 号）により、開催日時、場所及び審議事項等を委員に通知するものとする。委員が、やむを得ない理由により審議会に出席できないときは、代理者を出席させることができる。
- 5 広域振興局等林務担当課長等は、審議会を主宰し、会議の議長となる。

- 6 審議会は、主宰者及び委員(代理者を含む。)の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 7 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、主宰者の決するところによる。
- 8 審議会は非公開とする。
- 9 主宰者は、審議会において、審議の対象とする事業の名称、場所、所要日数及び主たる事業内容の概要、指名競争入札における指名案及び選定理由等を説明するものとする。
- 10 主宰者は、審議会の審議に付する事項に応じ、森林整備事業指名競争入札審議会資料(様式第2号)及びその他参考となる資料を審議会に提出するものとする。  
なお、年度当初の審議会で当年度の入札参加者の指名案を一括審議に諮ることができるものとする。
- 11 主宰者は、必要と認めるときは、審議会に委員以外の関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- 12 主宰者は、審議会における審議結果を広域振興局等林務担当部等の長に報告しなければならない。
- 13 主宰者は、審議会の審議結果等を記載した書類を作成し、保管しなければならない。
- 14 審議会の庶務は、広域振興局等林務担当部等において処理する。

#### **(入札参加者の指名通知等)**

- 第5 広域振興局等林務担当部等の長は、入札参加者を指名したときは、指名競争入札通知書(様式第3号。以下「指名通知書」という。)により被指名者に通知するものとする。
  - 2 指名通知書には、別記指名競争入札心得を添付するものとする。
  - 3 必要に応じて現地説明を行うことができるものとし、指名通知書により被指名者に通知する。

#### **(予定価格調書及び最低制限価格算定調書の作成)**

- 第6 予定価格の作成に当たる者は、次の各号に定める調書を作成するものとする。
  - (1) 予定価格調書(様式第4号)
  - (2) 最低制限価格算定調書(様式第5号)
  - 2 最低制限価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。
    - ① 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
    - ② 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
    - ③ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
    - ④ 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額
  - 3 前項の規定により調書を作成する場合には、予定価格作成チェック票(様式第6号)により内容を確認するとともに、別添予定価格調書封筒記載例に掲げる項目を漏らさず記載した封筒に封入のうえ、厳重に保管すること。

#### **(指名競争入札の執行)**

- 第7 指名競争入札は、別に定める指名競争入札執行事務処理基準により、広域振興局等林務担当部等の長が指名する職員(以下「入札執行者」という。)が執行するものとする。
  - 2 入札執行者は、指名競争入札の結果を入札調書(様式第7号)に記載しなければならない。

#### **(指名停止等)**

- 第8 農林水産部長は、入札参加者に対し、指名停止等の措置を行うことがある。
  - 2 指名停止等の措置基準については、県営建設工事に係る指名停止等措置基準(平成7年2月9日付け建振第281号副知事依命通知。以下「措置基準」という。)を準用する。  
この場合において、措置基準第1中「県営建設工事の請負契約に係る一般競争入札(条件付一般競争入札を含む。)及び指名競争入札の有資格業者(特定調達契約に該当する県営建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加者の資格等に関する規程(平成8年告示第427号)第6条に規定する資格者及び県営建設工事の請負契約に係る条件付一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する規程(昭和56年告示第412号)第6条に規定する資格者)」とあるのは「森林整備事業の請負契約等に係る指名競

争入札参加者の資格及び指名等に関する規程(平成18年岩手県告示第786号)第6条に規定する資格者」と読み替えるものとする。

**(契約の成立要件)**

第9 契約は、別に定める指名競争入札執行事務処理基準に定めるところにより、落札者と決定された者と締結する。ただし、請負(委託)契約書締結までの間において、当該落札者が次に掲げるいずれかの事由に該当した場合は、当該落札者と契約を締結しない。

- (1) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされた場合
- (2) 措置基準に基づく指名停止を受けた場合

**(入札及び契約に関する情報の公表)**

第10 森林整備事業の請負契約等に係る指名競争入札及び随意契約に関する情報の公表については、競争入札及び随意契約の情報公表に係る要綱(平成20年3月10日)に基づき、遅滞なく公表するものとする。

附 則

この要領は、平成18年9月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年1月19日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年9月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月13日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成26年3月5日から施行する。

2 改正前の消費税法及び地方税法が適用される工事については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

様

広域振興局等の林務担当部長等

森林整備事業指名競争入札審議会開催通知書

年度（第 回）標記審議会（ 長主宰）を下記のとおり開催しますので、出席方よろしくお取り計らい願います。

記

1 開催日時 年 月 日 時 分

2 場 所

3 審議事項 指名競争入札に付する森林整備事業の被指名人の選定について

事業	件
事業	件
事業	件
事業	件

4 委員として指名する者

役 職 名	氏 名

秘

年度(第 回) 森林整備事業指名競争入札審議会資料(No. )

所 管 課			所 属		
事 業 名					
設 計 金 額	(税込)	千円	(税抜)	千円	
事 業 概 要					
事 業 場 所					
工 期					
指名の基本方針	事業場所と入札参加資格者の入札参加を希望する事業地域が合致しているものの中から、森林整備事業の種類や作業種に応じて公平かつ適切に10者を指名する。				
入札参加資格者 選定の優先事項	1 過去3年間に施工実績を有するもの 2 過去3年間の平均事業成績が良好なもの 3 広域振興局等の管内に営業所(支店・支所含む)を有するもの 4 広域振興局等の管内に隣接する市町村に営業所(支店・支所含む)を有するもの				
入 札 参 加 者	施 工 実 績	平 均 施 工 成 績	入 札 参 加 者 の 所 在 市 町 村 名	備 考	
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

- (注1) 森林整備事業の種類とは、「治山事業」、「いわて環境の森整備事業」、「県有林事業」をいう。
- (注2) 森林整備事業の作業とは、「地こしらえ」、「植栽」、「下刈り」、「つる切り」、「切捨間伐(本数調整伐、受光伐、除間伐、混交林誘導伐)」、「搬出間伐(定性間伐、列状間伐)」、「枝打ち」、「病虫獣害防除」、「作業道等」をいう。
- (注3) 施工実績：指名する入札参加者の過去3年間の受注件数(上段)及び受注金額(下段)を記載する。
- (注4) 平均施工成績：指名する入札参加者の過去3年間の平均事業成績を記載する。
- (注5) 入札参加者の所在市町村名：指名する入札参加者の営業所又は支店・支所が所在する市町村名を記載する。

この資料は持ち帰らないでください。

様

広域振興局長

## 指名競争入札通知書

下記の要領で指名競争入札を執行しますので、参加されたく通知します。

記

1 入札に付する事項

- (1) 事業名
- (2) 事業場所
- (3) 事業期間

2 設計図書及び契約条項の縦覧期間・場所

- (1) 期間 年 月 日 ～ 年 月 日
- (2) 場所

3 現場説明の日時及び場所

- (1) 日時 年 月 日 時 分
- (2) 場所

4 入札の日時及び場所

- (1) 日時 年 月 日 時 分
- (2) 場所

5 入札保証金

免除

6 その他留意事項

入札に関する詳細は、別記 指名競争入札心得によること。

様式第4号（第6第1項関係）

## 予 定 価 格 調 書

事業名

---

予定価格（税込み） 円

予定価格（税抜き） 印	円
-------------	---

最低制限価格（税込み） 円

最低制限価格（税抜き）	円
-------------	---

**【備考】**

設計額（税込み） 円

設計額（税抜き）	円
----------	---

上記のとおり定める。

年 月 日

所属・職

氏名

印



## 最低制限価格算定調書

事業名	
-----	--

設計額（税抜き）	円
----------	---

A 最低制限価格算定式による算定	
直接工事費（円） × 0.97	円 ※①
共通仮設費（円） × 0.9	円 ※②
現場管理費（円） × 0.9	円 ※③
一般管理費等（円） × 0.68	円 ※④
計（円）	（A）円
※直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の計は、設計額（税抜き）と一致すること。	※①～④各項目の算出後の小数点以下の端数は切捨て

最低制限価格（税込み） 円

最低制限価格（税抜き）	円
-------------	---

※ 算定値（A）を最低制限価格（税抜き）とする。

※ 最低制限価格を設定した場合は、本票を予定価格調書に添えて封入すること。

## 最低制限価格算定調書

事業名	
-----	--

設計額（税抜き）	円
----------	---

A 最低制限価格算定式による算定	
直接費（円） × 0.97	円 ※①
現場管理費（円） × 0.9	円 ※②
一般管理費等（円） × 0.68	円 ※③
計（円）	（A）円
※直接費、現場管理費及び一般管理費の計は、設計額（税抜き）と一致すること。	※①～③各項目の算出後の小数点以下の端数は切捨て

最低制限価格（税込み） 円

最低制限価格（税抜き）	円
-------------	---

※ 算定値（A）を最低制限価格（税抜き）とする。

※ 最低制限価格を設定した場合は、本票を予定価格調書に添えて封入すること。

## 予定価格作成チェック票

事業名 \_\_\_\_\_

### 1 予定価格作成者

- 予定価格作成者が設計金額により、権限どおりとなっているか。

(参考)

設計金額(税込)	広域振興局等
1.5億円以上	局長
1.5億円未満	部長等

### 2 予定価格の決定

- 設計金額と一致しているか。(端数処理も行わないこと。)

### 3 最低制限価格の算定

- 様式第5号最低制限価格算定調書の計算内容が正しく移記されているか。

### 4 予定価格調書の作成

- 所定の様式(令和元年10月1日以降公告用)を用いているか。
- 事業名の記載(2箇所)に誤りはないか。
- 予定価格・最低制限価格及び設計額の記載に誤りはないか。
- 予定価格調書の日付、記名及び押印に漏れがないか。

上記のとおり確認した。

年 月 日  
予定価格作成者 職

氏名

印

様式第7号 (第7第2項関係)

入 札 調 書

事業番号	入札日時			年	月	日	時	分
事業名								
事業場所								
予定価格				最低制限価格				
予定価格(税抜)				最低制限価格 (税抜)				
指 名 業 者 名 入 札 者 名	入 札 額			落 札 額				
	第1回	第2回	第3回					

(50 音順)

所属長	執行者	補助者	委任状確認者
印	印	印	印

備 考 入札額に当該額の10%に相当する額を加算した金額が法律上の入札価格である。  
(落札額) (落札価格)

参考様式 (第10 関係)

随 意 契 約 理 由 書

根拠規程等	地方自治法施行令 第167条の2第1項第 号
随意契約理由	
選定業者	
選定理由	

(別 記)

## 指 名 競 争 入 札 心 得

### 1 最低制限価格の設定

本事業には最低制限価格を設定する。この最低制限価格を下回る価格をもって入札を行なった者は失格となり、当該事業に係る再度入札には参加することができない。

### 2 入札書記載金額

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 3 入札書記載事項等

入札書には、次のことを記載しなければならない。

- (1) 入札年月日
- (2) 頭書きに「入札書」である旨記載
- (3) 入札金額
- (4) 入札件名（事業名）
- (5) あて名（当該発注機関の長とする。なお、氏名の記入は不要とする。記載例：〇〇広域振興局長 様）
- (6) 入札参加者住所・氏名（委任された者が入札を行う場合は、委任者住所氏名、受任者氏名、頭書きに「代理人」と記載する。）

### 4 入札等

- (1) 入札参加者は、代理人に入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。
- (2) 郵送による入札は、認めない。

### 5 入札の無効

- (1) 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。
  - ア 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）に該当する入札
  - イ 入札に参加する資格を有しない者のした入札
  - ウ 委任状を持参しない代理人のした入札
  - エ 記名押印をしていない入札
  - オ 金額を訂正した入札
  - カ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない入札
  - キ 明らかに連合によると認められる入札
  - ク 同一工事の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
  - ケ 現場説明のある場合は、現場説明に参加しない者のした入札
  - コ 記名押印していない事業費内訳書を提出した入札
  - サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (2) 次に該当する入札は取り消すことができる。

民法（明治29年法律第89号）第95条（錯誤）に該当する入札

### 6 落札者の決定

- (1) 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札したものを落札者とする。

- (2) 入札執行回数は3回とし、この限度内において落札者がいないときは、入札を打ち切る。
- (3) 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。  
この場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

#### 7 事業費内訳書の提出

- (1) 入札会場で事業費内訳書（別紙1）の提出を求めるので、必ず入札会場に持参すること。
- (2) 入札書提出前に事業費内訳書を提出できない場合は、入札に参加できない。
- (3) 事業費内訳書の提出は、第1回の入札のみとし、第2回以降の提出は要しない。
- (4) 第1回の入札書と事業費内訳書の金額が一致しない（千円未満の端数処理を除く。）入札を行った者は失格となり、当該事業に係る再度入札には参加することができない。

#### 8 入札の辞退

- (1) 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。ただし、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- (2) 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、次のア又はイに掲げるところにより申し出なければならない。
  - ア 入札執行前であっても、入札辞退届を入札執行機関に直接持参、又は郵送（入札日の前日までに到着するものに限る。）すること。  
なお、入札辞退届の提出がなく、入札開始時刻までに入札室に入室しなかった場合は、入札を辞退したものと見なす。
  - イ 入札執行中であっても、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する職員に直接提出すること。
- (3) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはない。

#### 9 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- (3) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- (4) 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (5) 入札辞退者が多数生じ、競争入札の趣旨が失われると認められる場合には、入札を取りやめることがある。

#### 10 契約締結の留意事項

- (1) 落札者の決定後、請負（委託）契約書を作成し契約が確定するまでの間において、当該落札者が次に掲げるいずれかの事由に該当した場合は、当該落札者と契約を締結しない。
  - ① 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている場合（農林水産部長が別に定める入札参加資格の再認定を受けた場合を除く。）
  - ② 県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成7年2月9日制定。以下「措置基準」という。）に基づく指名停止措置を受けた場合
- (2) 契約にあつては、事業の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の事業を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (3) 契約にあつては、事業の施工に当たり、特許工法を用いる等合理的な理由がある場合を除き、この事業の入札に参加した他の者と下請契約（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）

第2条第4項に規定する下請契約)を締結してはならない。

- (4) 契約にあつては、この工事に(法第26条第3項に該当するものについては専任で)、入札執行の日前3ヶ月以上継続して雇用している技術者(法に定める経營業務の管理責任者及び営業所選任技術者を除く。)を配置しなければならない。
- (5) 契約締結後、現場代理人等通知書により配置技術者について通知する際には、経歴書の職歴欄に雇入れ年月日(雇用期間)を明記するとともに、「森林整備事業の請負契約等に係る指名競争入札に参加しようとする者の指名競争入札参加資格基準及び森林整備事業指名競争入札参加資格審査申請書の提出期間」(平成19年岩手県告示第42号)1の(4)のアからオに掲げる技術者資格を有することを証する書類の写し、健康保険証又は標準報酬決定通知書の写しを添付しなければならない。



(別紙1)

商号・名称	
-------	--

### 事業費内訳書

事業名	
-----	--

事業場所	
------	--

区分	金額	備考
直接工事費		
直接工事費計		
間接工事費		
共通仮設費		
現場管理費		
間接工事費計		
工事原価		
一般管理費等		
工事価格（税抜）		

- (注1) 太枠の項目は必ず記入とすること。
- (注2) 直接工事費は、工種ごとにその内訳を記入すること。
- (注3) 本票の分類により難しい場合は、発注機関の指示によること。
- (注4) 本票は、押印して提出すること。

